

発議第 1 号

ロシアのウクライナへの軍事侵攻を断固非難する決議について

地方自治法第 112 条及び小諸市議会会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和 4 年 3 月 16 日

提 出 者 小諸市議会議員 丸 山 正 昭

賛 成 者 小諸市議会議員 高 橋 充 宏
" 楚 山 伸 二
" 高 橋 公
" 土 屋 利 江
" 掛 川 剛
" 小 林 一 彦
" 田 邊 久 夫
" 山 浦 利 夫
" 早 川 聖
" 竹 内 健 一
" 柏 木 今朝男
" 神 津 眞美子
" 中 村 憲 次
" 小 林 重太郎
" 田 中 寿 光
" 福 島 鶴 子
" 相 原 久 男

令和 4 年 3 月 16 日 議決 小諸市議会議長 清 水 喜久男

ロシアのウクライナへの軍事侵攻を断固非難する決議

本年2月24日、ロシアがウクライナへの武力攻撃による侵攻を開始したことにより、日を追うごとに民間人を含む死傷者が多数発生し、多くの人々が避難を余儀なくされる一方、停戦交渉も進まない状況が続いている。

今回のロシアの行動は、明らかにウクライナの主権と領土的一体性を侵害しており、武力の行使を禁ずる国際法に対する深刻な違反であり、国連憲章に反するものであり断じて許すことはできない。

この事態は、欧州にとどまらず、日本が位置するアジアを含む国際社会の根幹を揺るがしかねない暴挙であり、また、国際社会の強い自制の求めにもかかわらず、侵攻の継続により、市民等への深刻な被害を拡大させている。

さらには、核兵器の使用をも示唆するような発言により、各国を威嚇するとともに、人類史上はじめて、稼働中の原発への攻撃を行ったことは、世界規模の大惨事に繋がる犯罪行為である。

小諸市議会は、「世界連邦平和都市宣言」「非核平和都市宣言」を可決するなど、真の恒久平和と安全を実現させることは人類共通の願いであるとの認識を持ち、様々な平和施策や人権に関する施策に市とともに取り組んでおり、このようなロシアによる行為は決して認められず、断固非難する。

よって、本市議会は、日本国憲法が掲げる平和主義のもと、国際社会の恒久平和のため、日本政府が経済制裁や人道支援において、国際社会と一致した措置をとることを支持するとともに、ロシアが軍事侵攻を即時に中止し、無条件で撤退することを強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月16日

小 諸 市 議 会